

令和 5 年 6 月 13 日現在

機関番号：34416

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2018～2022

課題番号：18K01053

研究課題名(和文) 司教と王国 リンカン司教ロバート・グロステストの司牧と13世紀イングランド国制

研究課題名(英文) Pastoral Care and English Constitutional Idealism of Robert Grosseteste

研究代表者

朝治 啓三 (ASAJI, KEIZO)

関西大学・東西学術研究所・客員研究員

研究者番号：70151024

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,600,000円

研究成果の概要(和文)：13世紀イングランドにおける司教と国制の関係を解明するという計画において、本研究ではリンカン司教ロバート・グロステストの司教としての働きが、国王ヘンリ3世の王国統治や西欧社会の平和確保の政策と如何なる関係にあったのかを、司教書簡や神学著作を史料として解明した。通説ではグロステストがレスタ伯シモン・ド・モンフォールに働きかけて、ヘンリに対する諸侯の国制改革運動を指導させたとみなされている。しかしそれは史料には現れず実証されていなかった。むしろ司教はカトリック神学の世界観に基づいて、神によって創造された理性を持つ人間が、平和と公共利益を維持確保すべしとの世界観を、王や諸侯に諭したとの結論を得た。

研究成果の学術的意義や社会的意義

教科書説では西欧中世における教会は国王権と並び対抗し得るほどの権力体として位置付けられてきた。特権領としての教会領を所有し、教会裁判権を行使し、十分の一税などの収入を確保して、世俗権力者と勢力争いをしたとみなされてきた。しかし世俗諸権力(国王や諸侯や都市)は相互に対立して、平和が維持されず、和議や調停を第3者としての教会に依存していた。しかも世俗諸権力者は土地や収入権を教会や修道院へ寄進し、聖職推挙権を維持して、自己の保存に役立てた。俗権と教権は相互に必要であり、二つの権威や権力を統括する上位の権威としての神への信仰を維持することが平和に不可欠であった。通説を書き改める研究成果といえる。

研究成果の概要(英文)：School textbooks commonly insist that Robert Grosseteste, Bishop of Lincoln, inspired Simon de Montfort to organize the constitutional reform movement against King Henry III's government. In the letters and theological articles of Grosseteste we cannot find any such implication to Montfort. Instead, the Bishop persuaded Henry and Simon to be a good Christian to observe the Catholic faith and build a good government for the interest of the residents of the realm. So far legal historians have regarded that this is the conflict between the royal and the ecclesiastical jurisdiction and the bishops persisted to maintain the ecclesiastical liberties and that the royal justices invaded into the sanctuaries. Grosseteste placed the Church above the lay polity and did not indicate any policy change in his letters to the king and Simon. De Montfort just believed in the bishop's theological view of the world. Ecclesiastical authority was necessary for the existence of lay powers.

研究分野：イングランド中世史

キーワード：グロステスト シモン・ド・モンフォール ヘンリ3世 イングランド国制 司教 国制 カトリック神学 アダム・マーシュ

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

研究代表者(朝治)は長年、シモン・ド・モンフォールによるイングランド国制改革運動の歴史的意義を研究してきた。その改革運動理念や構想をシモンに授けたのは、リンカン司教のロバート・グロステストであるという堀米庸三の説があり、これは19世紀フランスの歴史家ベモンの説を受け継いでいる。聖職者が俗人諸侯に世俗国制を指導するという想定は、司教の聖別とは、神の声を神の被造物である俗人に伝えるために、聖職者として位置づけるという聖なる儀式であるというカトリック神学の教えとは異なるので、上記の事例を単なる個人間の指導と受容という関係では説明できない。現代の歴史家C.H.ローレンスは、ベモンの説をミステリであると論外視している。

ロンドン大学の大学院卒業生アムブラーの論文「シモン派司教」(2013)は、司教の中にはシモンの改革を精神面でも政治面でも指導し支援した者がいると主張をした。これは1953年のパウイク説、1994年のマディコット説を下敷きにしている。しかしアムブラー説では、聖職者特権を、世俗諸侯の特権と同列において議論しており、司教の聖職者、司牧者としての社会的存在意義が全く考慮されていない。聖職者を俗人政治家と同じレベルで論じており、聖俗の役割分担が理解できていないという問題が読み取れる。この点については、グロステストの専門研究者であるケムブリッジ大学のホスキンス博士も、朝治と同じ見解である。

2. 研究の目的

本研究では、ベモン説の根拠とされたグロステストの論文をはじめ、彼の書簡、司教登録簿、その他の司教区文書を調査して聖職者から俗人への神の声の伝達を実証し、それを受けた俗人政治家が如何に反応したのかを調査して、ベモン説の真偽を確かめる計画を立てた。

と同時に、国王や世俗諸侯の武力や話し合いによる政治運営だけで国政を運営し得たのか、聖職者の役割は教区信徒への司牧だけに終わっていたのか、西欧諸王家間の権力構想にとって教皇の役割は如何なるものだったのかなど、権力関係史上の聖俗の関係をより精密に解明することを目指す計画(「司教と国制」)を立てた。

研究内容の国際化を目指し、国際的水準にあった研究計画であるか否かの判断を、ロンドン大学のデイヴィッド・カーペーター教授に依頼した。成果をアメリカに本部を置く環太平洋中世学会で報告することを計画に盛り込んだ。

3. 研究の方法

グロステストの論文「王政と僭主政」をギーベン編纂のラテン語刊行物で読む。この史料をめぐる研究史上の論文を網羅的に読破する。この作業によって、上記アムブラーの説明の歴史論文としての欠陥を指摘し、別解釈の可能性を引き出し得るであろう。

司教が国王や世俗諸侯に対して王国の政治に関する発言した内容を探るため、史料集 *Councils and Synods* の該当史料を網羅的に調査する。司教区単位の会議決定と、イングランド高位聖職者会議での決定の中から、世俗権力者宛の警告や助言を読み取り、司教が世俗国制に如何なる関わり方をしていたのかを読み取る。

グロステストからシモンへの指導があったのか否かの論証のため、グロステストとシモンの共通の友人であったアダム・マーシュの書簡を調査する。

司教座史料を調査するため英国リンカン市の州文書館、大聖堂文書館、リンカン大学図書館に赴く。

4. 研究成果

(1)2019年 論文「デイヴィッド・カーペーター『マグナ・カルタ その歴史的意義、新視角、新史料』及びセミナー『ヘンリ3世治世 1216-1272年 翻訳と解説』」では、ロンドン大学カーペーター教授を日本へ招聘し、東京大学と関西大学で講演とセミナーを実施して頂いた成果を報告した。教授はマグナ・カルタにおける聖俗の関係について、またヘンリ3世治世における国制改革運動における司教の役割について言及された。同時に本研究の研究計画について国際的水準に合うものとみなして推進を勧めた。

(2)2020年 論文「1253年グロステストのGravamina」では、1253年1月の教会会議で、司教全体を代表してグロステストが、国王ヘンリ3世による聖職者への十字軍税に反対する理由を独自の神学思想に基づいて述べたことの、歴史的意義を解明した。司教区や修道院領の収入は病院や貧者、旅人の救済、洗礼や終油などの秘蹟の遂行と言った司牧目的に宛てられるべきもので、国王の戦争目的に転用されるべきではないと規定したうえで、十字軍はキリスト教徒として反対する理由は無いので、献金として支払うと司教たちは国王に伝えた。司教は自己の世俗的特権を主張したのではなかった。信徒としての王国民に対する責任が、世俗権力と高位聖職者とは原理的に異なることを明確にし、国王は教会会議の不平申し立てGravaminaを5月のパラメントで世俗諸侯とともに受け容れた。聖俗の違いと共存を聖俗ともに了解していた。

(3)2021年 論文「1250年リヨンにおけるグロステストとイノセント4世」では、教皇イノセント4世に神学上の論争を挑んだグロステストが、リヨンで述べた複数の主張をラテン語史料に基づいて検討した。その一つが「王政と僭主政」である。アムブラーはタイトルだけから内容を推測して、ヘンリの統治を僭主政とみなし、アリストレテレスが「ニコマコス倫理学」で述べた王政へと転換するようにと、グロステストがシモンに指導したと主張している。しかし、内容を読むと、批判されているのはヘンリではなくカンタベリ大司教の管区巡察における接待費聴取であり、大司教の腐敗を取り除くよう、司教が教皇に訴えたものである。アムブラー説が史料を踏まえていないことが実証された。

(4) 2021年 論文「庶民院の創始？1265年シモン・ド・モンフォールの議会」では、1264年6月のパラメントでは騎士は召集されたが発言の記録は無く、実際にはシモンの国制構想を他の諸侯が確認するにとどまっていたこと、それをより堅固な制度にするために、教皇やフランス国王に承認を求めたが実現しなかったため、イングランドの世俗諸侯と高位聖職者の集会で決議することで正式の制度とみなすという形式を新たに採用し、その現場証人として、市民と騎士を同席させたという解釈を提示した。全て史料に基づいており、そこに書かれていないことを想像した結論ではない。

(5) 2021年 論文「1264, 65年シモン・ド・モンフォールのパラメント再考」では、シモンが都市民代表と州騎士代表とをパラメントに召集したことが、シモンの国制改革運動において本質にかかわる重要事項であったのか、それはグロステストの指導によるものであったのか否かを検証した。通説では都市民と騎士の召集は、「国民の意見をきくため」であり、シモンは専制を止めさせる意図を持った革新的政治家であると見做され、その革新性はグロステストの示唆によると解釈されていたが、本論文では1264年5月から1265年8月までの公文書を網羅的に調査し、最近の研究をも渉猟して、上記の想定は実証し得ないことを確認した。

(6)2022年 論文「The House of Commons in Embryo? 1265 Parliament of Simon de Montfort」では上記(4)と(5)の日本語論文の内容を凝縮して一文として書き直し、英文で海外に向けてWEB上の雑誌に発表した。公表されたのは2022年であるが、作成は2021年度である。海外の査読者による審査を受けて採択された論文であり、国際的水準に合う成果を達成するという当初の課題を果たし得たと考えている。コロナ禍のため、渡米しての口頭発表は控えられた。

(7)2022年 論文「フランシスカン、アダム・マーシュのシモン・ド・モンフォール宛書簡」では、1249年から1254年に書かれた12通の書簡を史料として、アンジュー家のイングランド王ヘンリ3世が、レスタ伯シモン・ド・モンフォールを、アンジュー家の領地であるガスコーニュの総督として任命したことの歴史的意義を解明した。通説では書簡のやり取りを通じて、アダムからシモンへの、国制改革運動構想の指導をなされたこととみなされているが、本稿ではそれは無かったことを実証した。世俗国制にとっての聖界の役割を読み取り損ねている通説を批判した。

これらの論文によって、通説とは異なって、イングランド国制を決定する際に世俗諸権力が果たす役割と、高位聖職者が果たす役割が異なっていることが明らかにされ、同時に西欧全体の平和維持のために、世俗とは異なる原理で発言する後者の存在意義を前者が認め、必要としていた事例を発見できた。司教の神学や俗人信徒への発言活動が王国のカトリック信徒に持つ司牧と、国王や諸侯など世俗権力者が設立する国制とが、対立するのではなく、協働し共存して平和を維持していたことを、グロステストの論文や書簡を史料として実証し得たと言える。

引用文献

- (1) 堀米庸三『世界の歴史 中世ヨーロッパ』中央公論社、昭和36年、文庫版、昭和49年、247-8頁。Bemont, Ch., *Simon de Montfort*, 1884, Paris, p.44.
- (2) Lawrence, C.H., 'Adam Marsh at Oxford', Robson, & Zutshi, *The Franciscan Order in the Medieval English Province and Beyond*, Amsterdam, 2018, 1590-60; Do., *The Letters of Adam Marsh*, Oxford, vol.1, xxx, xxxiv, 2006.
- (3) Powicke, F.M., *The Thirteenth Century*, Oxford, 1953, pp.69-72; Maddicott, J.R., *Simon de Montfort*, Cambridge, 1994, p.161.
- (4) Gieben, S., 'Robert Grosseteste at the Papal Curia, Lyons 1250', *Collectanea Franciscana*, 41, 1971.
- (5) Powicke and Cheney, *Councils and Synods*, II-1, Oxford, 1964.
- (6) Ambler, S., 'On Kingship and Tyranny: Grossetest's Memorandum and its Place in the Baronial Reform Movement', *Thirteenth Century England*, XIV, 2013, Boydell, p.116.

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計9件（うち査読付論文 3件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 6件）

1. 著者名 朝治啓三	4. 巻 5
2. 論文標題 ‘The House of Commons in Embryo? 1265 Parliament of Simon de Montfort’	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Speicilegium	6. 最初と最後の頁 1-15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 朝治啓三	4. 巻 47
2. 論文標題 「庶民院の創始？1265年シモン・ド・モンフォールの議会」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 『佛教大学 鷹陵史学』	6. 最初と最後の頁 25-47
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 朝治啓三	4. 巻 70巻第4号
2. 論文標題 「1250年リヨンにおけるグロステストとイノセント4世」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 関西大学文学論集	6. 最初と最後の頁 47-78
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -
1. 著者名 朝治啓三	4. 巻 54輯
2. 論文標題 「1264, 65年シモン・ド・モンフォールのパーラメント再考」	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 関西大学東西学術研究所紀要	6. 最初と最後の頁 177-200
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 朝治啓三	4. 巻 69-4
2. 論文標題 「1253年グロステストのGravamina」	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 関西大学文学論集	6. 最初と最後の頁 83-114
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 朝治啓三	4. 巻 11
2. 論文標題 Hoskin, P.M., Robert Grosseteste and the 13th Century Diocese of Lincoln, Leiden, 2019.	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 西洋中世研究	6. 最初と最後の頁 178-179
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 朝治啓三	4. 巻 67-4
2. 論文標題 「シモン・ド・モンフォール研究の現在 アンジュー帝国の視点から」	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 『関西大学文学論集』	6. 最初と最後の頁 23-50
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 朝治啓三	4. 巻 68-4
2. 論文標題 講演「デイヴィッド・カーペンター『マグナ・カルタ その歴史的意義、新視角、新史料』及びセミナー『ヘンリ3世治世1216-1272年』 翻訳と解説」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 『関西大学文学論集』	6. 最初と最後の頁 21-48
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 朝治啓三	4. 巻 1
2. 論文標題 「バロンによる国制改革運動再考 - アンジュー帝国史の視点から」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 愛知大学人文社会学研究所研究報告論文集『帝国と魔女で読み解くヨーロッパ』	6. 最初と最後の頁 7-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 朝治啓三
2. 発表標題 「フランスカン、アダム・マーシュのシモン・ド・モンフォール宛書簡」
3. 学会等名 「東西学術研究所創立七〇周年記念シンポジウム」
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 朝治啓三
2. 発表標題 1264, 65年シモン・ド・モンフォールのパーラメント
3. 学会等名 鷹陵史学会（佛教大学）（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 朝治啓三
2. 発表標題 1253年リンカン司教ロバート・グロステストのGravamina
3. 学会等名 関西中世史研究会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 朝治啓三	4. 発行年 2022年
2. 出版社 関西大学東西学術研究所	5. 総ページ数 479
3. 書名 『関西大学東西学術研究所創立七〇周年記念論文集』	

1. 著者名 スティーブン・スレイター、朝治啓三	4. 発行年 2019年
2. 出版社 創元社	5. 総ページ数 256
3. 書名 【図説】紋章学事典	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計2件

国際研究集会 マグナ・カルタ その歴史的意義、新視角、新史料	開催年 2018年～2018年
国際研究集会 The Reign of Henry III, 1216-1272	開催年 2018年～2018年

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------